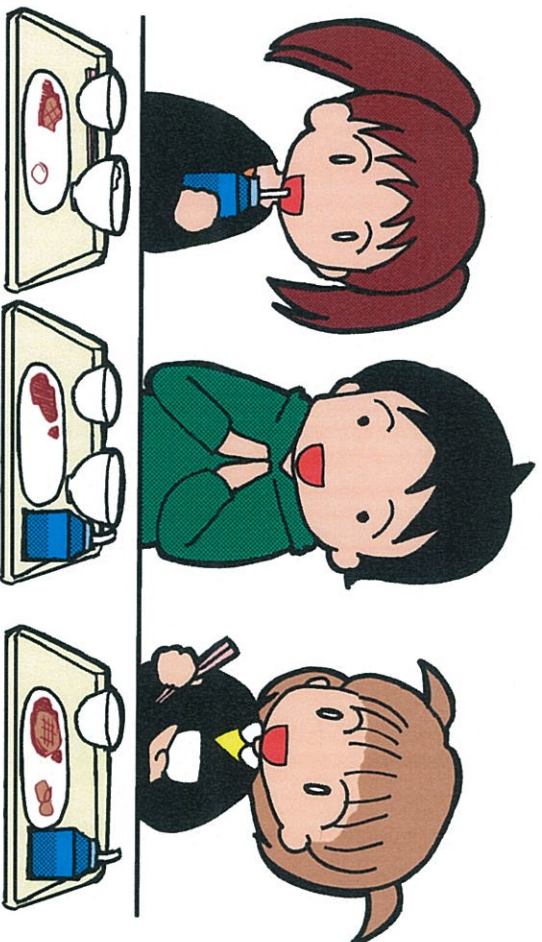


佐倉市学校給食
食物アレルギー対応の手引き



佐倉市教育委員会

はじめに

食物アレルギーのある児童生徒への学校給食の提供は、食物アレルギーが生命にかかわる症状を引き起こすこともある重大な疾患であることから、個に応じたきめ細やかな対応が求められています。

近年、全国的な傾向と同様に本市においても、食物アレルギーのある児童生徒は増加傾向にあり、原因となる食品も様々であることから、それぞれの学校ではその対応に苦慮していました。このような状況のもと、佐倉市学校栄養士会の食物アレルギーに関する調査研究班は、平成 19 年度から市内小中学校の食物アレルギーのある児童生徒の実態と、対応の現状を把握するための調査、及び他の自治体における対応事例や対応の引きについて研究を始めました。

調査研究では、市内各学校で、必要な書類やアレルギーへの対応が統一されていないこと、学校内における支援体制の不備、施設・設備の不足、保護者との相互理解の不足などの実態が明らかになり、市独自の「対応の手引き」の作成が必要であるという結果が出されました。

また、平成 20 年 3 月には、財団法人日本学校保健会（当時）から「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が公表され、学校給食での対応の基本方針が示されました。さらに、学校給食法の改正に伴い、文部科学省から平成 20 年 10 月に出された「学校給食における食事内容について」では、食物アレルギー等のある児童生徒に対し、校内の指導体制の整備や、保護者・主治医との連携等、可能な限り個々の状況に応じた対応に努めるように示されています。

そこで、本市においても、教職員及び保護者が、食物アレルギーに関する正しい知識と理解を深め、すべての学校で食物アレルギーのある児童生徒へ適切な対応ができるよう、「佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き」を作成することにいたしました。

本手引きをご活用いただき、食物アレルギーのある児童生徒が安全で楽しい給食時間を過ごすことができるよう、学校と家庭が協力し、共通理解することで、児童生徒のよりよい支援につなげたいと考えております。

アレルギー疾患に関する診断方法や治療方法等は、日々進歩しております。本手引きは、現在のところ適切と思われる対応策をまとめました。今後、最新の知見に基づいた対応を行うために、関係者のご意見を聞きながら、必要に応じて本手引きの改訂を行っていきます。

本手引きの作成に当たり、ご尽力をいただきました「佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き検討委員会」の委員をはじめ、ご協力いただきました方々に、心から感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

佐倉市教育委員会

目次

[I] 食物アレルギーについて	
1. 食物アレルギーについて	1～2
2. アナフィラキシーへの対応	3
3. アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) について	4～5
[II] 食物アレルギーのある児童生徒の実態調査	
1. 調査の概要	6
2. 食物アレルギー症状のある児童生徒数	6
3. 食物アレルギー症状のある児童生徒への対応の割合	7
4. 食物アレルギーの原因となる主な食品	8～10
[III] 学校給食における食物アレルギー対応の実際	
1. 学校給食での対応実施基準	11
2. 学校給食における対応の流れ	11～13
3. 学校給食における対応の流れ (図)	14
4. 学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類	15～16
5. 食物アレルギー対応における教職員の役割	17
6. 発生時の対応	18～19
7. 本手引き及び概要版の活用について	20～23
様式	
様式 1 - ① 食物アレルギー対応食実施申請書 (新規用)	26
様式 1 - ② 食物アレルギー対応食実施申請書 (継続用)	27
様式 2 学校生活管理指導表 (食物アレルギー用)	28～29
様式 3 食物アレルギー児童生徒面談等記録票	30～31
様式 4 食物アレルギー個人調査票	32～33
様式 5 食物アレルギー対応食実施決定について (通知)	34
様式 6 食物アレルギー対応 (変更・停止) 申請書	35
様式 7 食事指示書	36～37

[I] 食物アレルギーについて

1. 食物アレルギーについて

(1) 食物アレルギーとは



原因となる食べ物を食べたり，体についたりした後に，身体に不利益な症状が起こる現象です。

※食べ物に含まれる毒素どくそによる反応（食中毒）や，体質的に乳糖にゅうとうを分解できずに下痢げりを起こす病気（乳糖不耐症にゅうとうふたいしょう）は食物アレルギーではありません。

(2) 食物アレルギーにより引き起こされる主な症状

①皮膚症状：かゆみ，じんましん，むくみ，赤くなる，しっしん



②粘膜症状：[眼症状] 目の結膜けつまくの充血じゅうけつ，むくみ，かゆみ，涙なみだが流れる，



まぶたのむくみ

[鼻症状] くしゃみ，鼻汁，鼻がつまる

[口腔咽頭症状こうくういんとうしょう] 口の中・くちびる・舌の違和感，はれ，

口の中のかゆみ・イガイガ感



③消化器症状：腹痛，気分が悪い，嘔吐おうと，下痢げり，血便

④呼吸器症状：のどが苦しい，のどのはれ，かすれ声，苦しい咳，

ゼーゼーする，呼吸困難



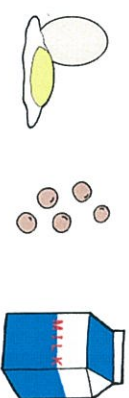
⑤全身性症状：[アナフィラキシー] 多臓器の症状（3頁参照）

[アナフィラキシーショック] 脈が早くなる，ぐったり，

意識障害，血圧低下

(3) 原因となる食べ物

原因となる食べ物の割合は年齢によって異なります。乳幼児では鶏卵、乳製品、小麦が多く、小学校以上では、甲殻類（えび、かになど）、果物類、魚類などを原因として症状が現れることが多くなっています。その他に、ピーナッツ、そば、大豆、魚卵など様々な食べ物が原因となります。(表1)



(表1) 即時型食物アレルギー (※) の新規発症例
n (調査人数) =1,375人

	0歳 n=678	1歳 n=248	2, 3歳 n=169	4-6歳 n=85	7-19歳 n=105	20歳以上 n=90
No.1	鶏卵 55.6%	鶏卵 41.5%	魚卵 20.1%	ソバ 15.3%	果物類 21.9%	小麦 23.3%
No.2	牛乳 27.3%	魚卵 14.9%	鶏卵 16.6%	鶏卵 14.1%	甲殻類 17.1%	甲殻類 22.2%
No.3	小麦 9.6%	牛乳 8.9%	ピーナッツ 10.7%	木の实類 11.8%	小麦 15.2%	果物類 18.9%
No.4		ピーナッツ 8.5%	牛乳 8.9%	果物類 魚卵 10.6%	鶏卵 10.5%	魚類 12.2%
No.5		果物類 小麦 5.2%	小麦 8.3%		ソバ 魚卵 6.7%	

(「食物アレルギー診療の手引き2011」から引用)

(※) 即時型食物アレルギー

原因となる食べ物を食べた後、通常2時間以内にアレルギー反応による症状が起こること。食物アレルギーのある児童生徒は、ほとんどがこの病型に分類されます。

(4) 経過

- ・乳児，幼児早期の即時型食物アレルギーの主な原因である鶏卵，乳製品，小麦は，その後，歳をとることで症状を現さなくなることが多いです。(3歳までに50%，学童までに80～90%が食べられるようになります。)

- ・学童から成人で新規発症する即時型食物アレルギーの原因食物は，甲殻類，小麦，果物，魚類，ソバ，ピーナッツが多く，改善される可能性は，乳児期に発症した場合に比べて低いです。



2. アナフィラキシーへの対応

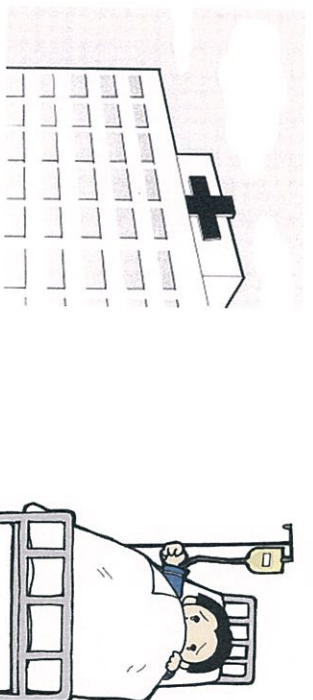
(1) アナフィラキシーとは

食べ物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギー反応で、皮膚、呼吸器、消化器など、体全体に症状が現れることです。時に血圧低下や意識喪失などを引き起こすことがあります。こうした生命をおびやかす危険な状態を特に「アナフィラキシーショック」と呼びます。



(2) アナフィラキシーに対する注意点

- ・症状の進行は早く、アドレナリン投与（エピペン®の注射）を含めて迅速な対応が必要です。（エピペン®については4頁参照）
- ・重症度に応じて速やかに医療機関へ搬送することが重要です。
- ・アナフィラキシー症状は、一度治まった症状が数時間後に再度現れることがあります（二相性反応）。このため、症状が現れた後4時間までは医療機関で経過観察することが望ましいです。



(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシーと注意点

- ・原因となる食べ物を食べた後、運動を行ったときにアナフィラキシーを起こすことです。アレルギー歴が無い場合でも、突然発症する場合があります。
- ・原因となる食べ物は、小麦、甲殻類（えび、かに）が多く、中学生に起こりやすい傾向があります。
- ・原因となる食べ物を食べた後から2時間（可能なら4時間）運動は控えます。
- ・原因となる食べ物を食べなければ運動は可能です。（必ずしも運動を全面禁止にする必要はありません）



3. アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について

（1）エピペン®とは

- ・エピペン®は、アナフィラキシーショックの補助治療薬で、自己注射して使用するものです。
- ・エピペン®は、アナフィラキシーの補助治療を目的とした自己注射薬であるため、**使用後は必ず救急搬送し、医療機関で受診する必要があります。**



体重 15～30 kgの方が使用するもの（緑色）



体重 30 kg以上の方が使用するもの（黄色）

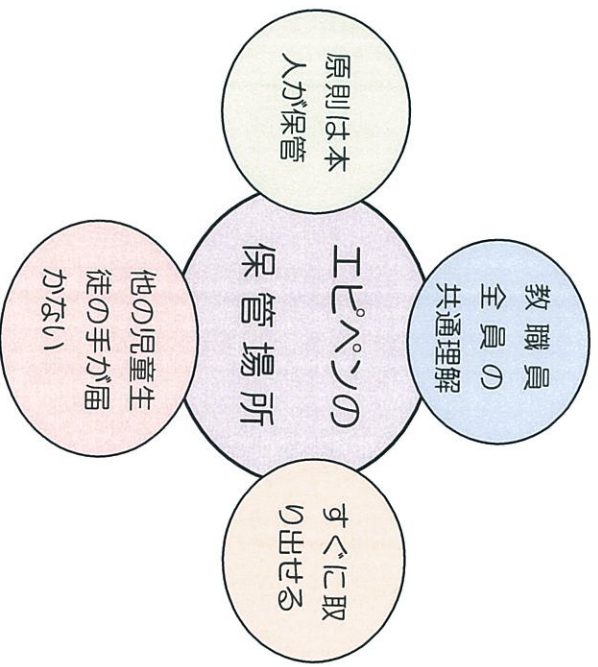
※アナイザー株式会社ホームページから引用

（2）エピペン®の使用について

- ・エピペン®は、ショック症状に陥ってからではなく、その前段階で使用した方が効果的です。迷った場合は使用します。具体的には、呼吸器症状として、頻発する咳や呼吸困難感、消化器症状としては、強い腹痛や繰り返し嘔吐などが当てはまりません。
- ・学校において緊急の場に居合わせた関係者が、エピペン®を使用できない状況にある本人のかわりに注射することは許されます。（「学校におけるアレルギー疾患の取り組みガイドライン」）
- ・平成 21 年 3 月より、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者があらかじめエピペン®を処方されている場合、救急救命士はエピペン®を業務として使用することが可能となりました。

（3）エピペン®の管理

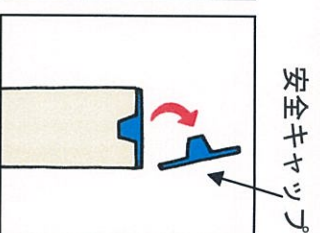
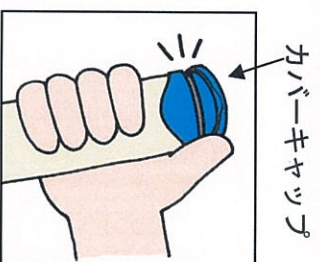
- ・エピペン®の保管は、本人が行うことが原則です。しかし、低年齢で管理上の問題などの理由により保護者から薬の保管を求められた場合は、保護者と校長、関係教職員で検討します。



(4) エピペン®の使い方

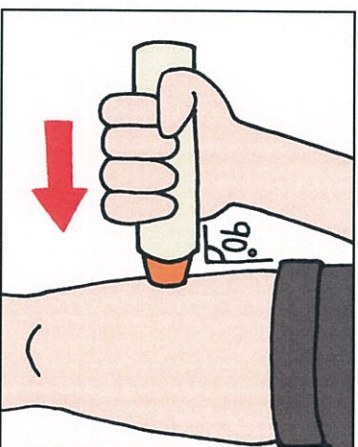
① 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で押し開け、エピペンを取り出します。オレンジ色のニードルカバートを下に向けて、エピペンのまん中を片手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



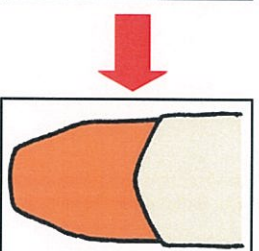
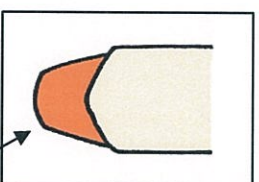
② 注射

エピペンを太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードルカバートの先端を「カチツ」と音がするまで強く押しつけます。太ももに押しつけたまま数秒間待ちます。エピペンを太ももから抜き取ります。



③ 確認

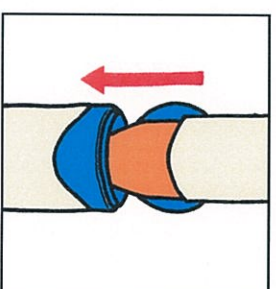
注射後、オレンジ色のニードルカバートが伸びているか確認します。ニードルカバートが伸びていれば注射は完了です。(針はニードルカバート内にあります。) ニードルカバートが伸びていない場合は、注射は完了していません。再度注射してください。



オレンジ色のニードルカバート

④ 片付け

使用済みのエピペンは、オレンジ色のニードルカバート側から携帯用ケースに戻します。注射後はニードルカバートが伸びているため、携帯用ケースのふたははしまりません。使用済みのエピペンは医療機関等に渡してください。



エピペン®を使ったら...

- 必ず救急車を要請し、救急隊にエピペン®を使用したことを伝えます。
- 医師にエピペン®を使用したことを伝えてください。
- 医師に太ももの注射部位を示し、エピペン®使用前の症状および使用後の経過を説明してください。

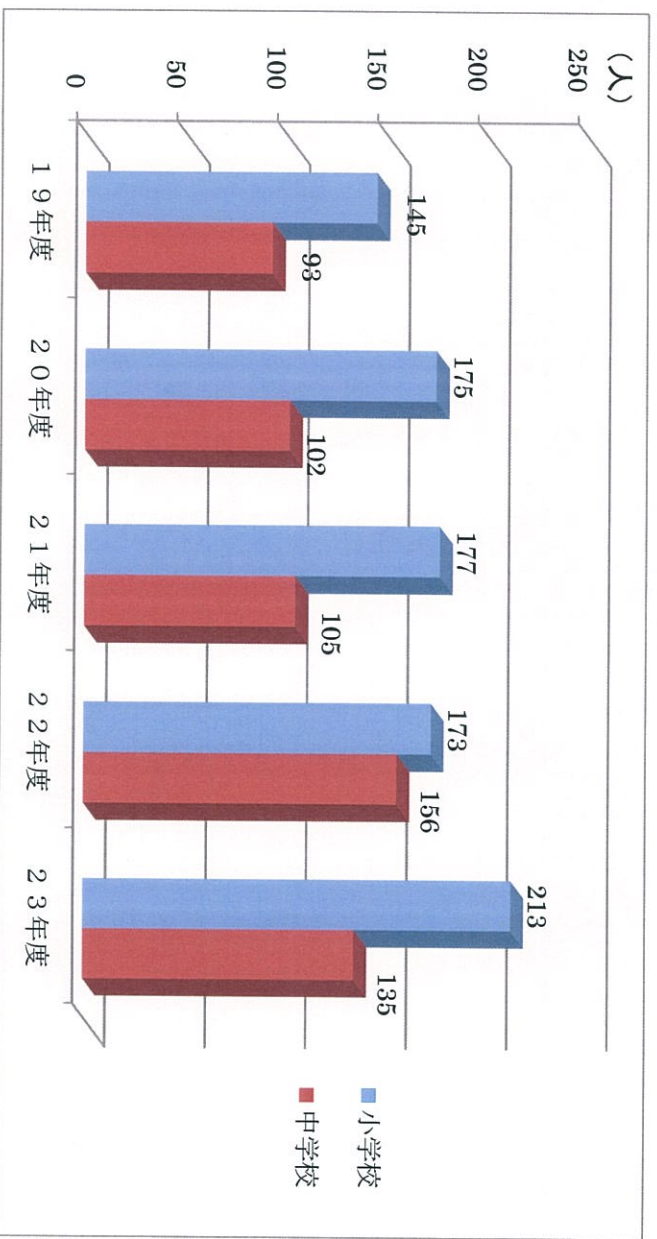
【II】食物アレルギーのある児童生徒の実態調査

1. 調査の概要

- (1) 調査対象 佐倉市立小中学校児童生徒
- (2) 基準日 平成19年度から平成22年度の6月(学校栄養士会による調査)及び平成23年度4月(教育委員会による調査)

2. 食物アレルギー症状のある児童生徒数

(表1) 食物アレルギー症状のある児童生徒数



平成19年6月から平成22年6月までの4年間、及び平成23年4月に、食物アレルギー症状のある児童生徒の実態を調査しました。その結果、小学校23校、中学校11校の中学生で食物アレルギー症状のある児童生徒数は5年間の平均で、小学校176人(1.9%)、中学校118人(2.7%)、全体では平均294人(2.2%)でした。

平成19年3月に文部科学省が行った「アレルギー疾患に関する調査研究報告」によると、食物アレルギー症状のある児童生徒は、全国小学校で平均2.8%、中学校で平均2.6%、全体では平均2.6%でした。

また、年度推移で食物アレルギーのある児童生徒数をみると、小学校、中学校ともに食物アレルギーのある児童生徒が増加しており、学校給食での対応を必要とする児童生徒も多くなっています。

3. 食物アレルギー症状のある児童生徒への対応の割合

平成 23 年度の食物アレルギー症状のある児童生徒への対応状況について、除去食を特別に調理し提供している割合は、小学校児童が全体の約 59.4%，中学校生徒が全体の約 34.8% で、小学生の割合が多くなっています。

特別な調理を行わず、献立表や家庭への連絡票などにより、自己による除去を行っている割合は小学校児童が全体の約 17.0%，中学校生徒が全体の約 57.0% で、中学生の割合が多くなっています。そのほか、給食での対応が困難なため、弁当を持参している児童生徒が全体の約 3% います。このように、食物アレルギーのある児童生徒が在籍する給食現場では、個に応じた対応をしています。(表 2)

(表 2) 平成 23 年度 食物アレルギー症状のある児童生徒への対応の割合

項目	小学校 (総数 8,991 人)		中学校 (総数 4,318 人)		合計 (総数 13,309 人)	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数
食物アレルギーのある児童生徒数	23 校	213 人	11 校	135 人	34 校	348 人
除去食を特別調理する	21 (91.3)	126 (59.4)	9 (81.8)	47 (34.8)	30 (88.2)	173 (49.9)
代替食を特別調理する	9 (39.1)	51 (23.9)	5 (45.5)	17 (12.6)	14 (41.2)	68 (19.5)
児童生徒が原因食品を除外して食べる	8 (34.8)	36 (17.0)	10 (90.9)	77 (57.0)	18 (52.9)	113 (32.6)
弁当持参	6 (26.1)	7 (3.3)	2 (18.2)	3 (2.2)	8 (23.5)	10 (2.9)

※複数回答あり

※ () 内については、それぞれ学校数・児童生徒数の割合 (単位: %)

《参考》

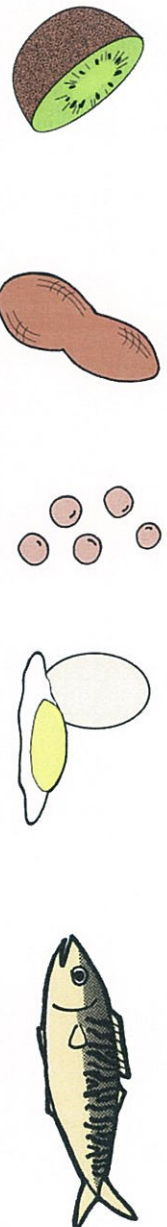
佐倉市では小学校 23 校、中学校 11 校のあわせて 34 校、約 1 万 3,000 人の児童生徒に給食を提供しています。すべて完全給食の単独調理場形式で、小学校年間約 182 回、延べ約 170 万食、中学校年間約 179 回、延べ約 80 万食を調理業務委託というかたちで実施しています。各小中学校には、栄養教諭または学校栄養職員を配置し、それぞれの学校の状況に応じた献立の作成及び給食指導等を行っています。

4. 食物アレルギーの原因となる主な食品

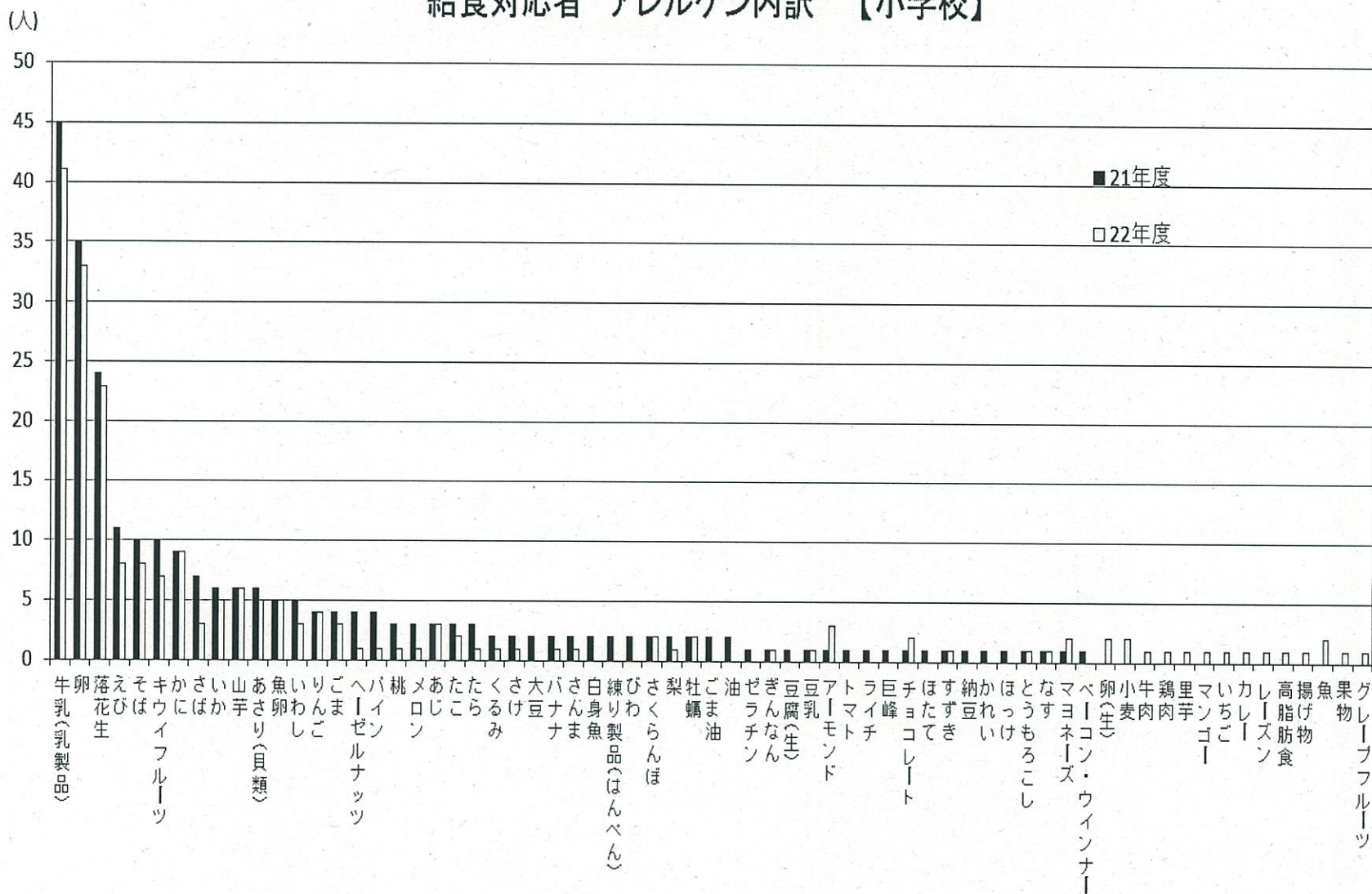
平成 21・22 年度に調査した食物アレルギーの原因となる主な食品は、9～10 頁の表のとおりでした。牛乳，卵類，そば，小麦，えび，落花生などアレルギーとなりやすい食品に限らず，多くの食品がアレルギーとなっております。特に，果物，魚介類によるものが増えてきています。また，それらを利用した加工食品を使用する場合にも注意が必要です。給食で対応をすることになる場合は，加工食品の詳細な分析が必要になり，詳細な分析においては「コンタミネーション」(※) などの確認を十分にする必要があります。

食物アレルギーの原因となる主な食品は，非常に多種であり，食物アレルギーの症状も個によって異なるため，適切な対応には医療機関，児童生徒にかかわるすべての関係者が共通の認識のもとに対応を実施する必要があります。

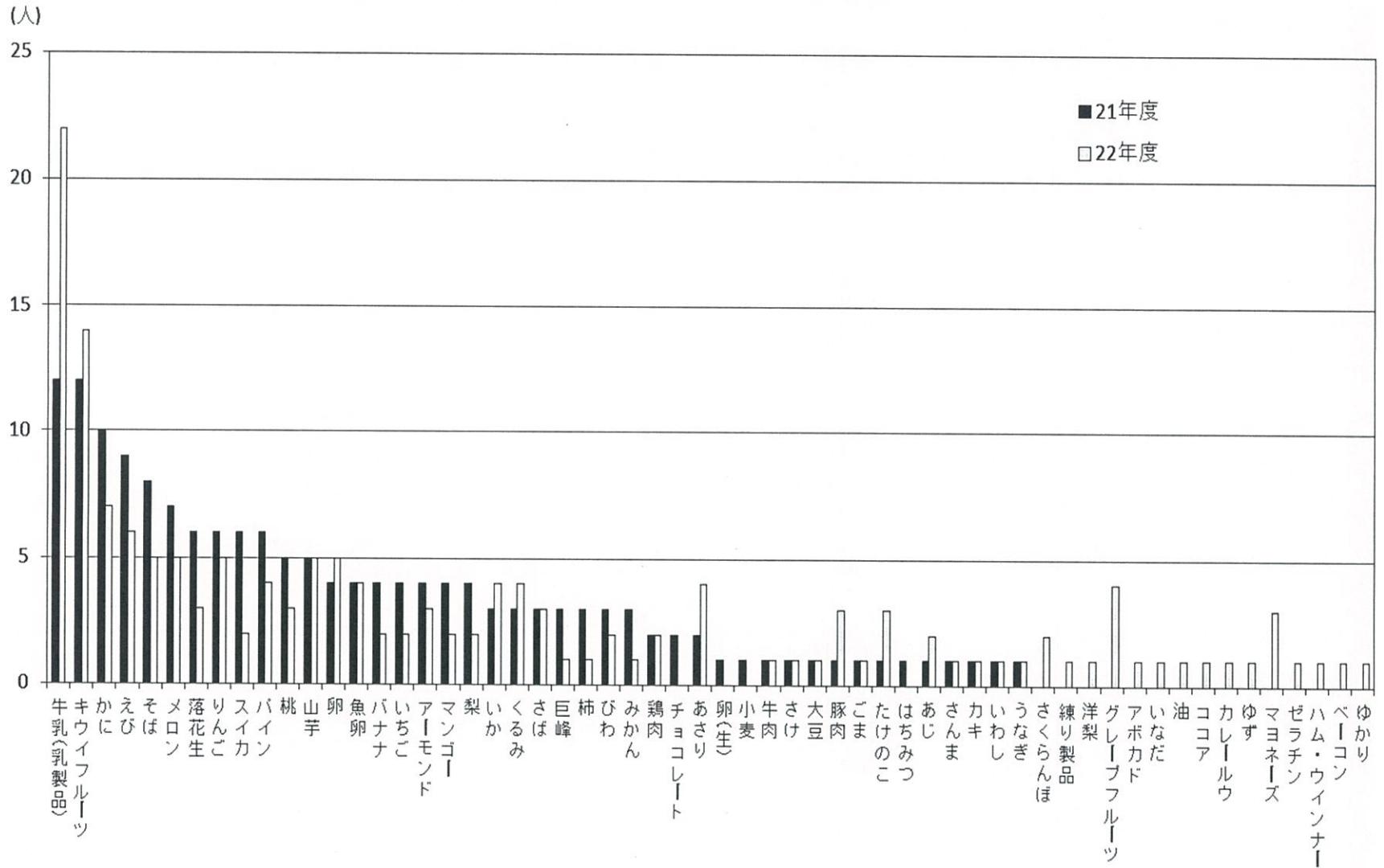
(※) コンタミネーション：本来混入すべきでない物が混入することです (異物混入)。
略して「コンタミ」という場合もあります。食品生産の場では，食品を生産する際に原材料として使用していないにもかかわらず，アレルギーが製造工程で微量混入してしまう場合をいいます。



給食対応者 アレルゲン内訳 【小学校】



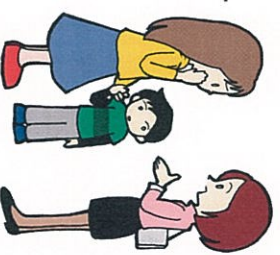
給食対応者 アレルゲン内訳 【中学校】



〔Ⅲ〕学校給食における食物アレルギーの対応の実際

1. 学校給食での対応実施基準

- (1) 医師の診断・検査により、「食物アレルギー」と診断されていること
- (2) 医師から特定の食物に対して対応の指示があること
- (3) 家庭でも原因食物の除去を行っていること
- (4) 定期的に受診し検査を行い、学校生活管理指導表等の提出があること
- (5) 原則として1年に1回は受診し、評価を受けていること
- (6) 当該児童生徒のアレルギーの程度と、学校給食の施設設備、調理器具、調理従事者の配置状況、代替食購入費用、食品管理状況等を勘案し、対応の判断をすることに理解があること



2. 学校給食での対応の流れ

(1) 食物アレルギーのある児童生徒の把握

- ① 小学校新1年生について（10月から11月頃）
就学時健康診断で食物アレルギーのある場合は「申し出」を促し、確認する。（保護者からの申し出があることが原則）
「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」と「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を配布し、提出を依頼する。提出された書類をもとに面談を行うことを知らせる。
※必要に応じて「食事指示書」の提出も依頼する。

- ② 新2年生以上（10月から11月頃）
2月末日までに次年度の対応について面談を行うことを知らせる。
「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」と「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を配布し、提出を依頼する。

- ③ 市内小学校から市内中学校への進学（2月頃）
市内小学校で食物アレルギー対応をしていた児童が、市内中学校に進学する際には、中学校長宛てに、「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」と「食物アレルギー個人調査票」等の書類を当該小学校長が送付する。（小学校は写しを保管する。）私立中学校等へ進学する場合は、保護者と協議する。

関連書類 「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」様式1-①
「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」様式1-②
「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」様式2
「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式3
「食物アレルギー個人調査票」様式4
「食事指示書」様式7

(2) 面談の実施 (2月頃)

- ① 面談者 ・保護者
・学校関係者：学級担任，養護教諭，栄養教諭または学校栄養職員，
管理職，給食主任など

② 面談聴取事項

- (ア) 診察機関，主治医名と指示内容
(イ) 食物アレルギーの原因となる食品の確認
(ウ) 食物アレルギーによる既往症や症状・経過（アナフィラキシーの有無，
運動後などの症状を確認）
(エ) 食物アレルギー以外のアレルギーの有無の確認
(オ) 家庭での除去食や代替食の状況や対応の方法（コンタミネーションに
ついて確認）
(カ) 学校生活上での留意点（給食当番時の配慮，宿泊学習，調理実習など）
(キ) 受診状況や服薬などの確認
(ク) 緊急時の対応についての確認

関連書類 「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式3

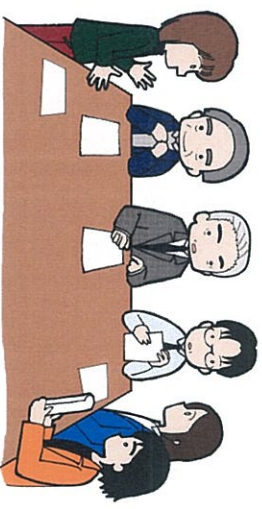
(3) 食物アレルギー対応委員会の開催 (2月～3月)

- ① 構 成 員 校長，教頭，学級担任，給食主任，養護教諭，学校医，
栄養教諭または学校栄養職員，調理員代表など
② 開 催 校長は必要に応じて，メンバーを招集し食物アレルギー
対応委員会を開催する。（学校保健委員会等を活用する）
③ 検討事項 ・学校全体の食物アレルギー対応児童生徒数とその対応を
把握する。
・給食対応の方法を検討する。

確認書類

「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」様式1-①
「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」様式1-②
「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」様式2
「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式3 等

- ④ 対応方法 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備及び本手引き 15～16 頁「学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類」に基づき対応を行う。ただし、各施設における人的及び設備等物理的環境の実状と、食物アレルギーのある児童生徒の実態とを総合的に判断した上で、現状で行うことができる最良の対応とする。



(4) 対応の決定 (3月～4月)

- ① 対応の決定
- ・対応の決定は、校長が最終的に行う。
 - ・学校全体の給食対応者の確認を行う。
- ② 保護者への通知
- ・保護者には決定内容の説明を行い、理解を得た上で「食物アレルギー対応食実施決定通知書」を渡す。「食物アレルギー個人調査票」を配布し、提出を依頼する。
 - ・給食についての説明 (献立内容・使用食材)
 - ・各校の調理現場の実状説明 (大量調理の状況・施設設備・人的環境や調理業務委託について)
 - ・返金などの金銭面の説明 (返金の対象の有無)

関連書類 「食物アレルギー個人調査票」様式4

「食物アレルギー対応食実施決定について (通知)」様式5

- ③ 「食物アレルギー個人調査票」をもとに、対応児童 (生徒) 一覧表および緊急時対応マニュアルを作成
- ④ 教職員全体への周知 (職員会議等)
- ⑤ 研修の実施 (本手引き 18～19 頁にある「発生時の対応」を参考にする)
- ⑥ 給食での対応を開始

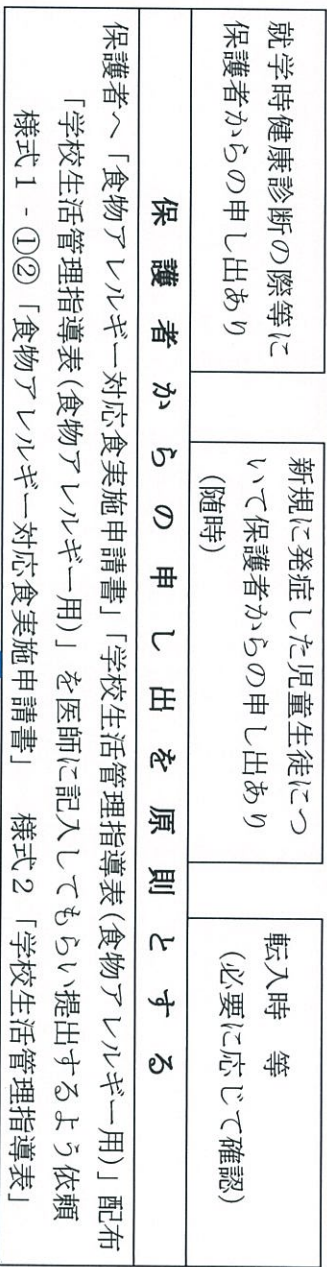
(5) 状況の変更

- ① 学校の基本対応に変更が生じた場合
- ② 日々の献立内容や使用食材などに変更が生じた場合
- ③ 医師からの指示内容に変更が生じた場合

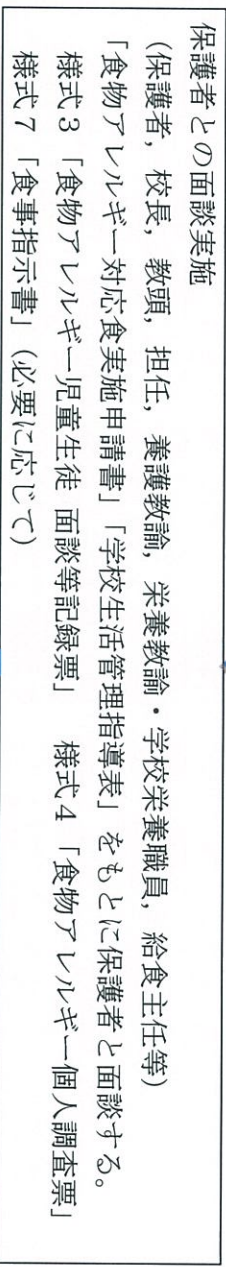
関係書類 「食物アレルギー対応 (変更・停止) 申請書」様式6

3. 学校給食での対応の流れ (図)

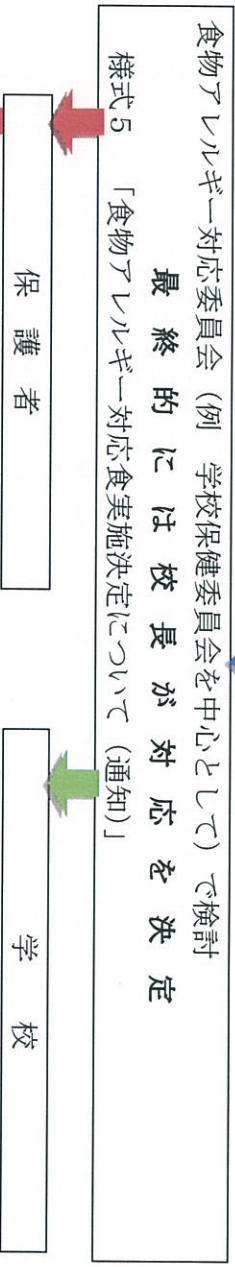
1 食物アレルギーのある児童生徒の把握



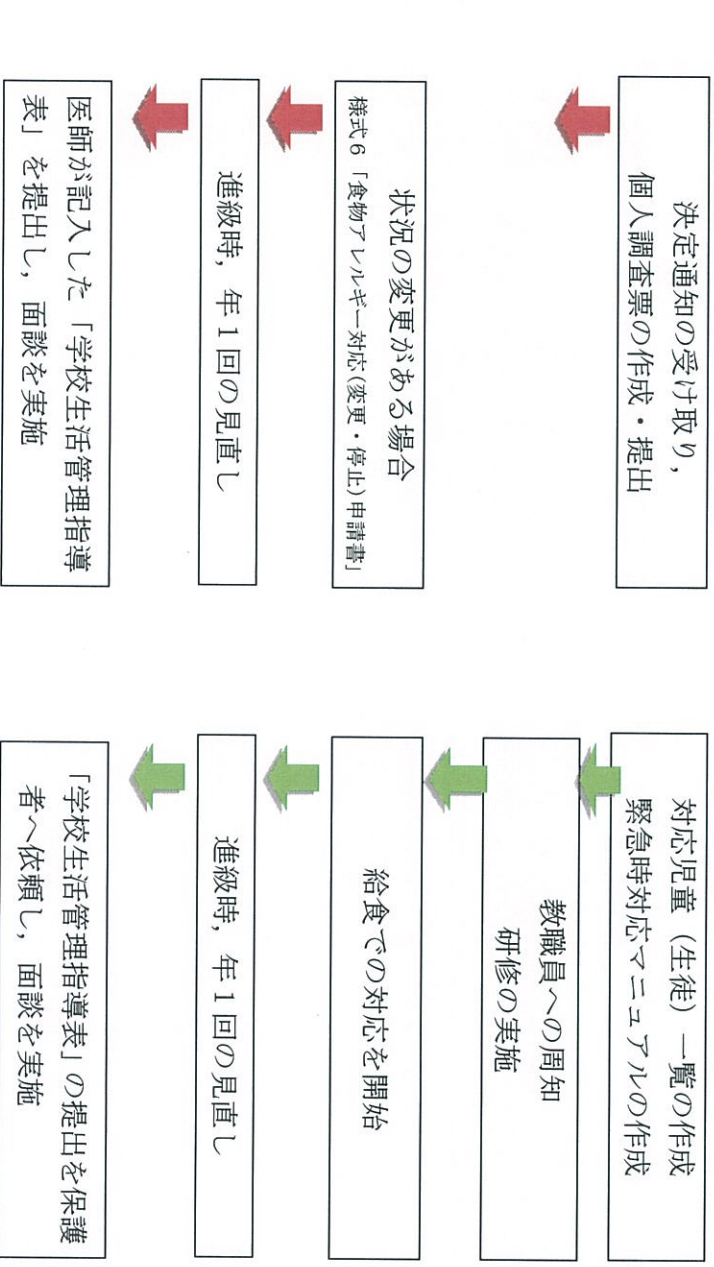
2 面談の実施



3 食物アレルギー対応委員会の開催



4 対応の決定



4. 学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類

学校給食の提供における食物アレルギー対応には、下記の表のような種類がある。各学校の人的及び設備等、物理的環境の実状と、食物アレルギーのある児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことができる最良の対応を関係者と協議して決定する。

A 詳細な献立表による対応

献立の詳細な内容を保護者と学級担任に提示し、児童生徒が各自で除去対応を行う。

【方法】

・食物アレルギーのある児童生徒ごとに詳細な献立表（食材・食品ごとに除去すべき原因食品がわかるようにする）を毎月作成し、保護者と学級担任に配布する。

【配慮事項】

- ・児童生徒が除去する食品を把握し、自分で除去できるよう保護者に協力を求める。
- ・担任等も除去する食品を正しく把握しておく。特に児童が低学年の場合は、担任等が補助する。
- ・加工食品については業者に原料配合表やアレルギー食品に関する資料の提示を依頼し保護者に情報を提供する。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

B 弁当または一部弁当持参による対応

給食調理で除去食・代替食の提供が困難な場合、給食の一部またはすべてについて弁当を持参してもらう。

【方法】

- ・詳細な献立表をもとに保護者と相談し、事前に弁当で代用するものを決める。
- ・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。

【配慮事項】

- ・アレルギーの原因食品と同等の栄養価が確保できる食品選択と献立内容を考えることができるよう、保護者を支援する。
- ・担任等も食事内容を把握し、誤食事故が起きないようにする。
- ・保護者や本人の希望により、給食用食器に盛り付けるなど、柔軟に対応する。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

C 除去食による対応

原因となる食品を除いた給食（除去食）を提供する。

【方法】

- ・詳細な献立表をもとに保護者と相談し，除去する食品を決める。（連絡ノートなどを作成し，対応の状況を記録しておく）
- ・除去食対応について調理指示書や作業工程表・動線図で明確にし，確実にアレルギー対応食を調理・配食する。

【配慮事項】

- ・調理道具や配食用食器は専用のものとし，配膳場所及び配膳方法を考慮するなど，アレルギーが誤って混入しないよう注意する。
- ・除去食を該当の児童生徒が間違いないよう確認する。
- ・保護者と相談し決定した内容について，本人にもよく理解してもらう。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し，正しく理解できるように指導する。
- ・担任等も食事内容を把握し，誤食事故が起きないようにする。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について，よく確認しておく。

D 代替食による対応

原因となる食品を除き，それに代わる食材を補い，栄養価を確保した給食を提供する。

【方法】

- ・詳細な献立表をもとに保護者と相談し，代替する食品を決める。（連絡ノートなどを作成し，対応の状況を記録しておく）
- ・代替食対応について調理指示書や作業工程表・動線図で明確にし，確実にアレルギー対応食を調理・配食する。

【配慮事項】

- ・調理道具や配食用食器は専用のものでし，配膳場所及び配膳方法を考慮するなど，アレルギーが誤って混入しないよう注意する。
- ・代替食を該当の児童生徒が間違いないよう確認する。
- ・保護者と相談し決定した内容について，本人にもよく理解してもらう。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し，正しく理解できるように指導する。
- ・担任等も食事内容を把握し，誤食事故が起きないようにする。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について，よく確認しておく。

5. 食物アレルギー対応における教職員の役割

<p>校長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員の共通理解が図られるように指導する。 ・保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明する。 ・実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。
<p>教頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や関係機関の窓口として、全体の連絡調整を行う。 ・学級担任不在時に対応をする。
<p>学級担任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連絡を密にしておく。 ・食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分配慮する。 ・保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。 ・食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会をとらえて伝える。 ・緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。
<p>養護教諭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と個別面談を行い、食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握する。 ・学級担任、栄養教諭（学校栄養職員）、他の教職員との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任：該当児童生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ・栄養教諭（学校栄養職員）：学校給食で対応している児童生徒についての情報交換をする。 ・他の教職員：食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。 ・食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ・主治医、学校医との連携を図る。当該児童生徒が誤食した場合や、運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法を事前に確認しておく。
<p>栄養教諭・学校栄養職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談時に児童生徒のアレルギーや症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・学校給食でどのような対応ができるのかを判断し、校長に報告する。 ・学校給食での対応が決定したら、関係職員・保護者と毎月の対応について協議する。 ・必要があれば、保護者にアレルギーが明記された詳細献立表、食品成分表を配布しチェックをしてもらい、確認する。 ・給食を提供する場合は、献立作成や作業工程表作成時に、アレルギーを含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食および代替食の調理指示を行う。 ・給食時間の指導について担任に状況を伝えてアドバイスする。 ・食物アレルギーに対しての知識を児童生徒に啓発する。
<p>給食調理員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある児童生徒の実態について理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭（学校栄養職員）と話し合いながら、対応を確認した上で、調理指示に従い調理作業にあたる。

6. 発生時の対応

(1) 状況の把握

現場職員（発見者及び駆けつけた養護教諭等の教職員）

※状況の把握と同時に、職員の応援を頼む。（発症児童生徒を1人にしない）

① 全身状態

・元気があるかないか、意識があるかないか

② 症状

・皮膚粘膜症状（部分か全身か）、消化器症状、呼吸器症状、全身性症状
・複数症状のアナフラキシー、アナフラキシーショック
・単独症状でも悪化傾向があるかないか

③ 発生の現場

・場所、時刻、何をしていた時か
・食後、発症までどのくらい時間が経過しているか
・疑わしい原因食物の推定等



(2) 現場職員の役割と処置方法

集まった職員で役割分担をする

※処置の方法の順番は、現場の状況により変わる場合あり。

① 発症児童生徒の状態と情報の把握

・意識、呼吸困難の有無の確認、顔色、呼吸数、心拍数、血圧のチェック
・症状が軽ければ、保健室へ連れて行く。（体を縦にしない。）

・食物アレルギー個人調査票を用意し、発症児童生徒のアレルギーの状況を確認

② アレルゲン除去

・口をすすぎ吐き出させる。
・皮膚についていた場合及び目に入った場合は、水洗いする。

③ 保護者への連絡

・事実の連絡と対処法の確認（学級担任、養護教諭等）

④ 緊急処方薬の使用

・学校生活管理指導表等に従い、内服薬、点眼薬、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の使用

⑤ 安静にして観察（容体が急変する場合があるので、**絶対に目を離さない**）
・30分以内に症状が軽快した場合でも保護者が到着するまで観察。運動はさせない。1人で帰宅させない。

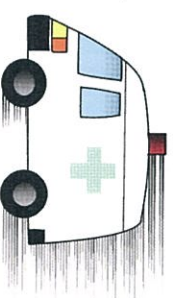
・悪化の傾向が見られる場合は、すぐに救急車を要請する。

⑥ 救急車出動要請

- ・エピペン®を使用した場合
- ・単独症状の悪化
- ・単独症状でも以前にアナフラキシーショックを起こしたことがある場合
- ・アナフラキシー、アナフラキシーショック
- ・判断に迷った場合

※持参するもの：「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査票」

「保健調査票」



⑦体位

・意識がはっきりしない場合は、シヨック体位をとる。

※シヨック体位：仰向けに寝かせ、

足を 15～30センチ
程度高くする。



- ・嘔吐しそうな時は、顔を横向きにし、のどが詰まることを防ぐ。
- ・血圧が下がっている時に体を縦にすると、脳や心臓に血液が届かなくなるので注意する。

⑧一次救命処置

・気道の確保

・自発呼吸のない場合、ただちに人工呼吸、胸骨圧迫を始める。

・AEDの準備，装着，使用

⑨教育委員会への連絡

・管理職は，指導課へ第1報を入れる。

⑩経過記録

・現場職員の1名が記録する。(時刻，各教職員の動きをできるだけ正確に)

(3) 事後の対応

①保護者への説明 (管理職，学級担任または養護教諭)

・経過説明：何を食べて (判明した場合)，いつ，どこで，どういう症状になったか。処置はどのようなに行ったか。現在の状態はどうか。医療機関に搬送した場合は病院名。

・症状が治まった場合：保護者を呼び，経過を説明する。児童生徒を決して1人で帰宅させない。医療機関への受診を勧める。

②食物アレルギー対応委員会の召集

・必要に応じて学校医等の助言を受ける。

・発生原因の究明と再発防止対策の検討

・個人調査票等に記録

③教育委員会への報告

7. 本手引き及び概要版の活用について

本手引きは、食物アレルギーのある児童生徒にかかわるすべての方に、知っておいていただきたい内容をまとめたものです。食物アレルギーに関して正しい知識を持ち、適切な対応がなされますよう、本手引きをもとに、研修を実施するなどの活用をお願いします。

特に大切と思われる部分について、概要版(21～22頁)を作成しました。教職員や保護者への配布、学校の各教室に掲示し、いつでもすぐに見ることができるようになるなど、食物アレルギー対応の周知にご活用ください。

また、概要版「5. 発生時の対応の流れ」をもとにして、ひとりひとりに応じた「個人用緊急時対応マニュアル」を作成し、該当の児童生徒が給食を食べる教室、保健室及び職員室等に備えついたり、担任等関係職員が携帯するなど、体制整備をお願いします。個人用緊急時対応マニュアルの作成例を23頁に載せましたので参考としてください。個人用緊急時対応マニュアルの作成後は、マニュアルに沿った全教職員による研修の実施により、校内で共通理解が図られるようお願いします。

Memo

佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き [概要版]

(表)

1. 食物アレルギーとは

原因となる食べ物を食べたり，体についたりした後に，身体に不利益な症状が起こる現象です。

2. 食物アレルギーにより引き起こされる主な症状

①皮膚症状：かゆみ，じんましん，むくみ，赤くなる，しっしん

②粘膜炎：「眼症状」目の結膜の充血，むくみ，かゆみ，涙が流れる，まぶたのむくみ



「鼻症状」くしゃみ，鼻汁，鼻がつまる

「口腔咽頭症状」口の中・くちびる・舌の違和感，はれ，

口の中のかゆみ・イガイガ感



③消化器症状：腹痛，気分が悪い，嘔吐，下痢，血便

④呼吸器症状：のどが苦しい，のどのはれ，かすれ声，苦しい咳，

ゼーゼーする，呼吸困難

⑤全身性症状：「アナフィラキシー」多臓器の症状

「アナフィラキシーショック」脈が早くなる，ぐったり，意識障害，血圧低下



3. アナフィラキシーとは

食べ物，薬物，ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギー反応で，皮膚，呼吸器，消化器など，体全体に症状が現れることです。時に血圧低下や意識喪失などを引き起こすことがあります。こうした生命をおびやかす危険な状態を特に「アナフィラキシーショック」と呼びます。

症状の進行は早く，アドレナリン投与（エピペン®の注射）を含めて迅速な対応が必要です。エピペン®は，ショック症状に陥ってからではなく，その前段階で使用した方が効果的です。エピペン®使用後は必ず救急搬送します。



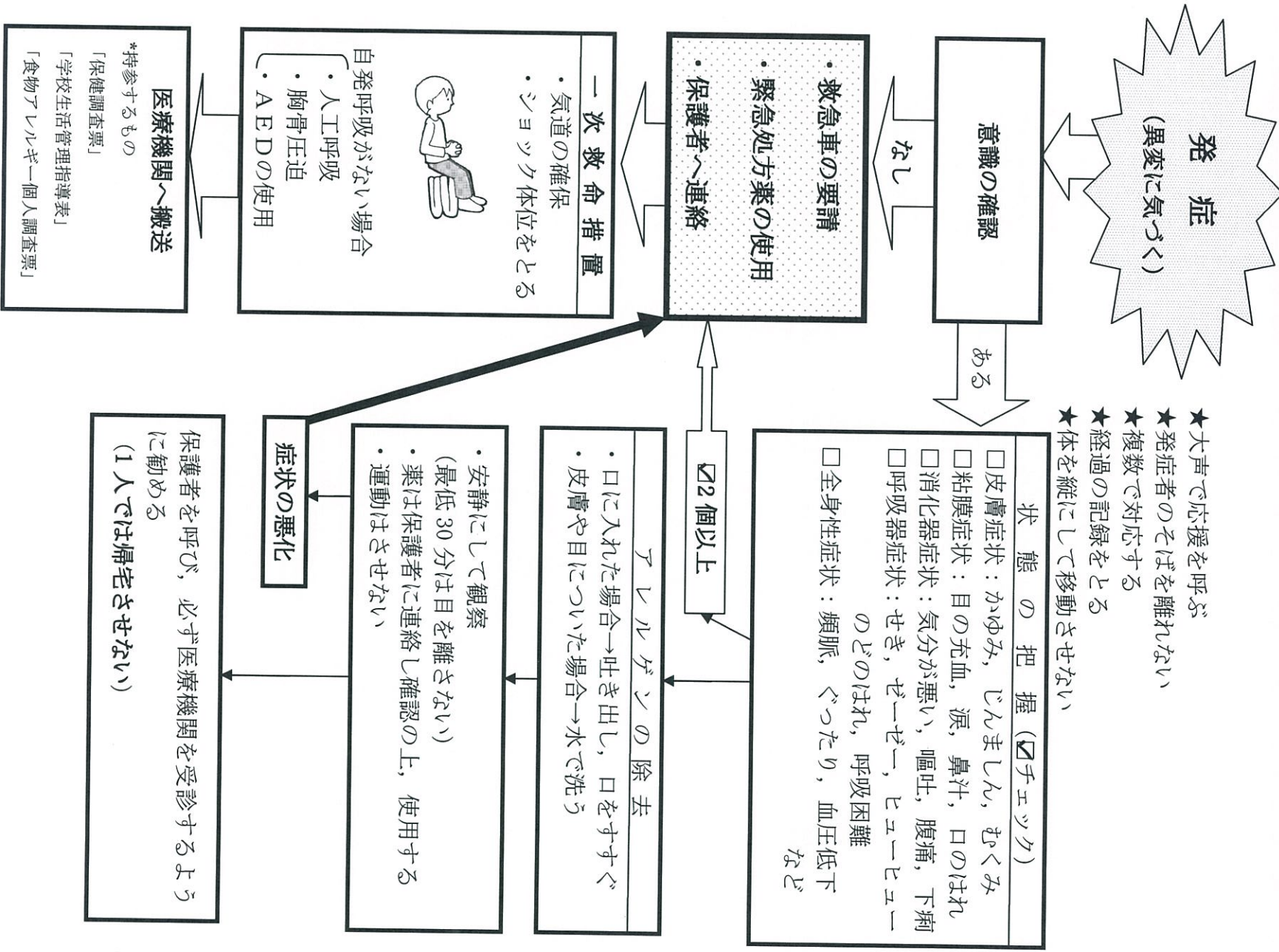
←エピペン®

4. 食物依存性運動誘発アナフィラキシーとは

原因となる食べ物を食べた後，運動を行ったときにアナフィラキシーを起こすことです。アレルギー歴が無い場合でも，突然発症する場合があります。原因となる食べ物は，小麦，甲殻類（えび，かに）が多く，中学生に起こりやすい傾向があります。

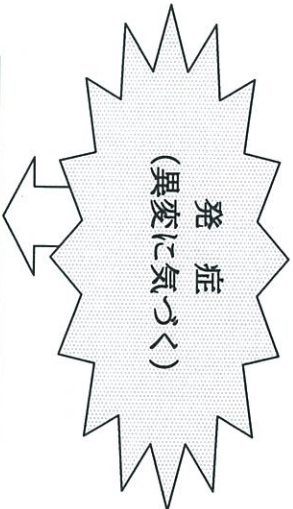


5. 発生時の対応の流れ (図)



- ★大声で応援を呼ぶ
- ★発症者のそばを離れない
- ★複数で対応する
- ★経過の記録をとる
- ★体を縦にして移動させない

〇年〇組 〇〇〇〇さん 緊急時対応マニュアル



- 【アレルギー：卵】
- 【エピペンの保管場所】：本人のランドセル
- 【塗り薬〇〇〇〇の保管場所：本人のランドセル】
- ★大声で応援を呼ぶ
- ★〇〇〇〇〇〇さん（発症者）のそばを離れない
- ★複数で対応する
- ★経過の記録をとる
- ★体を縦にして移動させない

意識の確認

なし

ある

救急車の要請
 エピペンの使用
 保護者へ連絡

状態の把握 (☑チェック)

皮膚症状：かゆみ, じんましん, むくみ
 粘膜症状：目の充血, 涙, 鼻汁, 口のはれ
 消化器症状：気分が悪い, 嘔吐, 腹痛, 下痢
 呼吸器症状：せき, ゼーゼー, ヒューヒュー
 のどのはれ, 呼吸困難
 全身性症状：頻脈, ぐったり, 血圧低下 など

消化器, 呼吸器,
 全身性症状がある

皮膚, 粘膜症状のみ

一次救命措置

- ・気道の確保
- ・ショック体位をとる



自発呼吸がない場合

- ・人工呼吸
- ・胸骨圧迫
- ・AEDの使用

〇〇病院へ搬送
 血〇〇〇 - 〇〇〇〇

*持参するもの
 「保健調査票」
 「学校生活管理指導表」
 「食物アレルギー個人調査票」

アレルギーの除去

- ・口に入れた場合→吐き出し, 口をすすぐ
- ・皮膚や目についた場合→水で洗う

・安静にして観察 (最低 30 分は目を離さない)
 ・塗り薬 (〇〇〇) を使用する場合は, 保護者に連絡し確認の上, 使用する
 ・運動はさせない

症状の悪化

保護者を呼び, 必ず医療機関受診を勧める
 (1人では帰宅させない)

血△△△ - △△△△ (自宅)
 血□□□ - □□□□ - □□□□ (××携帯)

様式

(佐倉市学校給食) 食物アレルギー対応食 実施申請書 (新規用)

佐倉市立

学校長 様

年 月 日

保護者氏名 _____ ㊟

食物アレルギーによる学校給食への対応について、学校生活管理指導表を添えて下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年 組	年 組	生年月日	平成 年 月 日
	性 別	性 別	性 別	性 別	性 別
住 所	〒 佐倉市			電話番号	
緊急連絡先				電話番号	
				電話番号	
かかりつけの 病院・主治医				電話番号	
希望する対応内容					
除去する食品					
対応の詳細 ※給食当番時の対応を含みます					

上記申請について、対応の実施が (可 ・ 否) と認められますので、決定してよろしいか伺います。					申請年月日	
					年 月 日	年 月 日
決 裁 欄					決裁年月日	
					年 月 日	年 月 日
校 長	教 頭	給食主任	養護教諭	栄養教諭	決定書送付年月日	
					年 月 日	日
					給食開始年月日	
					年 月 日	日

(佐倉市学校給食) 食物アレルギー対応食 実施申請書 (継続用)

佐倉市立 学校長 様

保護者氏名 _____ ㊞

年 月 日

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。
 なお、診断結果は、昨年度と変更が (ありません・あります)。

*学校生活管理指導表を添付してください。

記

児童生徒氏名 (ふりがな)	性別 (男・女)	年 組	年 組	生年月日	平成 年 月 日
	住 所 千葉県 佐倉市			電話番号	
緊急連絡先				電話番号	
	かかりつけの 病院・主治医			電話番号	
希望する対応内容					
除去する食品					
対応の詳細 ※給食当番時の対応を含みます					

上記申請について、対応の実施が (可 ・ 否) と認められますので、決定してよろしいか伺います。					申請年月日	
					年 月 日	年 月 日
決 裁 欄					決裁年月日	
					年 月 日	年 月 日
校 長	教 頭	給食主任	養護教諭	栄養教諭	決定書送付年月日	
					年 月 日	年 月 日
					給食開始年月日	
					年 月 日	年 月 日

氏名 _____ 男・女 _____ 年 月 日 _____ 佐倉市立 _____ 学校

年度	学年	組	年度	学年	組
	1			4	
	2			5	
	3			6	

◎食物アレルギー（あり・なし）

◎アナフィラキシー（あり・なし）

学校生活管理指導表（食物アレルギー用）佐倉市教育委員会

28

病 型 ・ 治 療	学校生活上の留意点	★保 護 者
A 食物アレルギー病型 1 即時型 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定	【緊急時連絡先】
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1 食物（原因 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他（	B 食物・食材を扱う授業・活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定	
C 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》に診断根拠を記載 1 鶏卵 《 》 《 [診断根拠] 》 2 牛乳・乳製品 《 》 《 該当するもの全てを《 》内に記載 》 3 小麦 《 》 《 ①明らかな症状の既往 》 4 ソバ 《 》 《 ②食物負荷試験陽性 》 5 ピーナッツ 《 》 《 ③ I g E 抗体等検査結果陽性 》 6 種実類・木の実類 《 》 《 () 》 7 甲殻類(エビ・カニ) 《 》 《 () 》 8 果物類 《 》 《 () 》 9 魚類 《 》 《 () 》 10 肉類 《 》 《 () 》 11 その他1 《 》 《 () 》 12 その他2 《 》 《 () 》	C 運動（体育・部活動等） 1 管理不要 2 保護者と相談し決定	
	D 宿泊を伴う校外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要	
	E その他の配慮・管理事項（自由記載）	
		記 載 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		医 師 名 _____
		医療機関名 _____

● 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有させていただきます。

保護者署名： _____

受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
年 月 日	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 表面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	㊞

食物アレルギー児童生徒 面談等記録票

氏 名		男 ・ 女		年 組	
除去食品及び学校給食での対応					
除去食品					
対応の詳細 ※給食当番時等の配慮含む					

日 付	保護者との面談内容	学校での対応	校長 印	教頭 印	養護 教諭 印	栄養 教諭 印	担任 印

様式 3 (裏面)

日付	保護者との面談内容	学校での対応	校長 印	教頭 印	養護 教諭 印	栄養 教諭 印	担任 印

食物アレルギー個人調査票



原因食品 ()
アナフィラキシーの既往 (有・無)
内服薬 (有・無) 保管場所 ()
エピソード (有・無) 保管場所 ()
救急搬送登録 (有・無)

年度	佐倉市立 小学校						佐倉市立 中学校		
学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
学級									

保護者記入欄

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別		男・女	生年月日	平成 年 月 日
	電話番号		緊急連絡先		
保護者氏名					
住所	〒 佐倉市				
主治医	病院名:		電話番号:		
	主治医名:				
除去食品	※食物によるアナフィラキシーを起こしたことがある ____年 ____月 ____日				
症状	※変化があった場合は経年経過等を追記してください				
病院・家庭での処置や対応	※経年経過等を追記してください				
服薬	日常的に使用している薬: 薬名 ()				
	飲み方 ()				
緊急時の対応	緊急時に使用する薬 : 薬名 ()				
	飲み方 ()				
保護者連絡先		(氏名:	続柄:	TEL:)
(氏名:		続柄:	TEL:)	
() 病院の ()		() 医師に連絡 (TEL:)		
その他					

様式 4 (裏面)

学校記入欄

〔学校給食における対応決定事項〕

給食での対応	決定 (年 月 日)				変更 (年 月 日)	
	除去食 ・ 代替食 ・ その他 ()					
対応の詳細 ※給食当番時等の配慮含む						

〔学校での様子〕 ※学校で発症した場合等を記録する

症状	年	月	日	年	月	日	年	月	日
処置・経過									
その他									

その他・特記事項等

※記入年月日を必ず記載する

年 月 日

様

佐倉市立
校長

学校

食物アレルギー対応食実施決定について (通知)

年 月 日付けで申請のあった、食物アレルギーによる学校給食への対応に
ついて、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	年 組	年 組
対 応 内 容		
対応開始日	年 月 日	
給食での対応	除去食 ・ 代替食 ・ その他 ()	
対応の詳細		
備考		

年 月 日

佐倉市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギー対応（変更・停止）申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

児童生徒氏名	年 組	年 組
申 請 日	年 月 日	
対応変更・ 停止の内容		
変更・停止する 理由		

注 対応を変更・停止する日については、食材発注等の関係から、変更・停止可能な日からと
なります。

食 事 指 示 書

佐倉市立 _____ 学校長 様

児童生徒氏名 _____ 年 月 日生 (才) 男・女
 病 名 _____

本児童生徒の食事対応は、下記食品の除去等が必要であるので、貴校での給食において配慮願います。

アレルギー	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備 考
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

※4品以上ある場合には、裏面に記載してください。

*摂取後に症状が出現した場合の対処法 (使用薬剤を含む) は、以下のとおりです。

- ・皮膚症状 → _____
- ・呼吸器症状 → _____
- ・消化器症状 → _____
- ・アナフィラキシーなど全身症状 → _____
- ・その他 (運動誘発アナフィラキシー) → _____

*摘要

年 月 日

医療機関 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 医 師 名 _____ (印)

食 事 指 示 書

アレルギー	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備 考
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹・湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳・喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛・嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフイラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他 ()	

参考文献

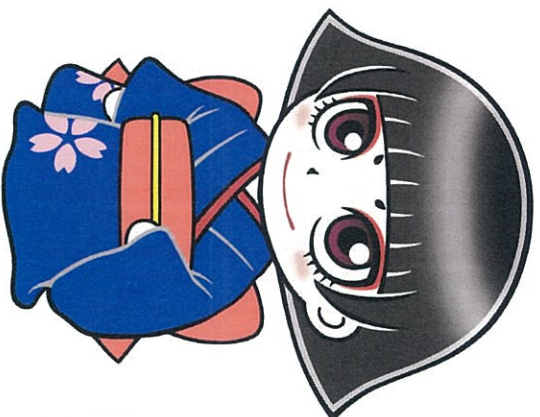
- 『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』
公益財団法人 日本学校保健会
- 『食物アレルギー診療の手引き 2011』
厚生労働科学研究班
- 『学校における食物アレルギー対応の手引き』
千葉県教育委員会
- 『船橋市小学校給食食物アレルギー対応マニュアル』
船橋市教育委員会
- 『学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』
横須賀市教育委員会
- 『エビペンの使い方 かんたんガイドブック』
フナイザー株式会社

佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き 検討委員（敬称略）

- ・佐倉市校長会代表 佐倉市立白銀小学校 校長 諸根 彦之（委員長）
- ・印旛市郡医師会佐倉地区代表 こしべクリニック 院長 越部 融（副委員長）
- ・佐倉市立学校給食主任代表 佐倉市立下志津小学校 給食主任 寺田 恵子
- ・佐倉市養護教諭部会代表 佐倉市立臼井小学校 養護教諭 大野 早苗
佐倉市立西志津小学校 養護教諭 今川 清美
- ・佐倉市学校栄養士会代表 佐倉市立志津小学校 学校栄養職員 福井 幸恵
佐倉市立南部中学校 学校栄養職員 藏村 洋美
- ・保護者代表 佐倉市立山王小学校 P T A副会長 小川 裕子

- ・事務局 佐倉市教育委員会 指導課 課長 古嶋 美文
主査 石橋 正康
指導主事 窪谷 久美子
指導主事 小林 郁美
主査補 藤ヶ崎 晶子

- ・協力 佐倉市学校栄養士会
- ・イラスト提供 友梨びたき
ワタナベアズキ



カムロちゃん

(佐倉・城下町 400 年記念イメージキャラクター)

佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き

発行 平成 25 年 3 月

発行者 佐倉市教育委員会指導課

〒285—8501

千葉県佐倉市海隣寺町 9 7 番地

TEL 043-484-6193

FAX 043-486-9401